



府食第183号
令和元年 7月16日

食品安全委員会委員長 佐藤 洋 殿

研究・調査企画会議

事前・中間評価部会 座長 山本 茂貴

令和元年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について

このことについて、令和元年7月4日に開催した令和元年度研究・調査企画会議事前・中間評価部会（第2回）における審議の結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

(別添)

令和元年度

食品安全確保総合調査追加課題（案）について

令和元年 7 月

食品安全委員会 研究・調査企画会議

事前・中間評価部会

令和元年度食品安全確保総合調査追加課題（案）

番号	調査課題	調査目的
1	<p>ファクトシートのためのダイオキシシン類及びヒスタミンの科学的知見の収集に関する調査</p>	<p>食品安全委員会は、食品安全基本法第23条第1項2号の規定及び食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項第1の1の(6)において、自らの判断により食品健康影響評価（以下「自ら評価」という。）を行うこととされており、リスク管理機関からの要請がない場合でも、国民への影響が大きいと考えられるもの等について、自ら評価を行っている。</p> <p>案件の選定に当たっては、毎年度広く国民から提案を受け付けており、自ら評価の候補とならなかった案件のうち、情報提供することが重要であるとされた物質等について、各国の食品安全機関・国際機関等が保有する情報及び国内外のリスク評価の状況等ととりまとめ、ファクトシートを作成して国民に向けて食品安全委員会ホームページ等で情報提供を行っているところである。</p> <p>平成30年度の自ら評価の案件候補として検討した結果、ダイオキシシン類及びヒスタミンについて、情報収集及び情報提供を行うこととされた。</p> <p>そのため、本調査事業では、ダイオキシシン類及びヒスタミンについて最新の情報を収集することを目的とするとともに、よりわかりやすく情報提供することが求められていることから、ファクトシートとして整理し、提供することとする。特にダイオキシシン類については、基本的知見、海外での評価や管理の状況及び国内での状況を中心に情報収集することとし、ヒスタミンについては、ヒスタミンが産生されるメカニズムに着目し、具体的なリスク管理に資するような知見・情報の収集に重点を置くこととする。</p>